

令和3年度（2021年度）第4回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年1月5日（水）午後1時30分から午後5時30分まで
- 2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 研修室
- 3 出席委員 （委員長） 梶 哲教
（委員） 高橋 明男
（委員） 中村 哲

4 会議の概要

契約候補者の選定にあたり、プロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、所管室課の担当者同席の上、その実施の適否の審議を行った。

案件	案件名
1	広域消防指令情報システム構築
2	学校・保育施設等の管理における包括的民間委託
3	包括外部監査
4	財務会計システム更新業務
5	吹田市共通基盤システム標準化対応支援業務
6	税務システム再構築及び業務委託支援業務
7	吹田市国民健康保険課業務委託及びシステムの再構築に関する支援業務
8	住民記録システム標準化に伴うコンサルタント業務
9	市民課窓口等委託業務
継続 1	吹田市第4次総合計画中間見直し、人口推計見直し、第2期吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定、吹田市人口ビジョン改訂、(仮称)吹田市データ集作成支援業務
継続 2	ICTを活用した認知機能維持・向上教室運営業務

5 議事録

- 契約検査室** ただ今から令和3年度第4回吹田市入札等監視委員会を開催します。本日は、予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否についてご審議いただきます。それでは、これからの議事進行を委員長にお願いします。
- 梶委員長** 本日は全委員が出席しておりますので、委員会規則第5条第2項の規定により本委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。それでは、プロポーザル方式実施の適否の審議を始めます。

【案件1】広域消防指令情報システム構築

- 梶委員長** 説明書に沿って担当課から説明をお願いします。
- 指令情報室** 説明
- 梶委員長** この案件について、委員の皆さんから何か質問はありますか。
- 中村委員** 仕様書の作成は評価部会で行うのですか。
- 指令情報室** 協議会の中にシステム整備委員会を設け、各市から3名ずつ委員を選出しています。消防指令システムに精通しているメンバーでR F IからR F C、仕様書の作成までを行っています。
- 中村委員** 5市の専門家の方が委員会に入っておられて、専門的な知識をそれぞれ出し合って仕様書等を作成し、適切にプロポーザルを行うということですね。
- 指令情報室** その通りです。その過程の中にコンサルも加わってもらっています。我々だけではわからないこともありますので、コンサルの知見も入れながら仕様書を作成しているところです。
- 梶委員長** システム整備委員会とプロポーザル選定委員会はどのような関係ですか。
- 指令情報室** プロポーザル選定委員会は吹田市の消防職員2名、その他の吹田市職員3名の合計5名で構成する予定です。下部組織として評価部会を設けて、システム整備委員会の方に入ってもらおうと考えています。
- 梶委員長** システム整備委員会は各市の消防職員で構成され、プロポーザル選定委員会は消防職員を含む吹田市の職員で構成されるということですか。
- 指令情報室** その通りです。協議会の規約で、会計事務その他様々な契約は吹田市が代表して行うと規定していますので、吹田市のガイドラインに則り、吹田市職員の選定委員会でプロポーザルを実施します。5市の意見を反映するため、評価部会で書類選考等を行い、その意見を踏まえて最終的に選定委員会で決定する予定としています。
- 梶委員長** 資料に記載されているR F Cというのがよくわかりませんので説明してください。
- 指令情報室** 仕様書案は既にでき上がっています。各メーカーに、その仕様書案で実現可能か、実現ができない部分はどこか、或いは代替案について意見をいただきました。実現可能な事業者が1者しかないと困りますので、公平性が確保できる仕様書を作るための手法として実施しました。
- 高橋委員** 無線機器のメーカーが5市の中で2つに分かれているということは、多い方が有利になることはないのですか。
- 指令情報室** そのようなことが起こらないようにR F Iを2度実施して、R F Cでその仕様書が公平性を保ち、複数の事業者が参加できるものを担保したいと考えています。これは国からガイドラインが示されていますので、それに則って進めています。
- 高橋委員** プロポーザル方式とすること自体に異論はありませんが、消防の指令は非常に緊急性が高い仕事だと思います。システムエラーが起こった場合は代替的なシステムで動くような仕様になっていますか。
- 指令情報室** 指令システム自体が、現用で二重化、予備で二重化の四重化されています。コンピューター系に関しても現用と予備という形で二重化されていて、瞬時に切り替わる形がとられています。保守体制も、24時間365日、一定の早さで駆けつけてくれる体制を求めています。

ます。

- 高橋委員 バックアップが四重まで機能しないということは考えられないという、それぐらいのレベルと考えてよいですか。
- 指令情報室 今までの経験からいくと、そこまで落ちたことはありません。指令台が10台ありますが、一気に10台が使えない状態にならないように分散した体制をとり、二重化・四重化の上にさらに指令台は一度に消失するということがないように考えています。
- 高橋委員 最近システムはクラウドを使うことが多いですが、クラウドが置かれているところも分散しているのですか。
- 指令情報室 消防指令システムはクラウド化していません。個人情報を扱いますので、閉鎖された、外とは繋がっていない中で運用しています。指令センターを置くところは現在建築中で、免震構造の、吹田市の庁舎では最も頑丈なところにサーバーを置きます。
- 高橋委員 自然災害はどんなことが起こるかわかりません。1か所に置いて大丈夫なのですか。
- 指令情報室 最悪の状態になった場合には、指令センターではなく、各市の消防で119番を受信して消防車や救急車を運用する形を考えています。
- 高橋委員 5市の運用ということですが、その外には大阪府等があります。例えばコロナの関係などで、より広域な運用が必要になった場合に、このシステムは他のシステムとどのように連携するのですか。結局、従来型の電話になるのですか。
- 指令情報室 消防の場合は無線もありますし、電話もありますし、情報伝達のシステムが出来上がっています。常に無線も傍受していますので、どこかの市で何が起こっているかはすぐにキャッチできる状態になっています。
- 梶委員長 それでは、この案件についてはプロポーザル方式での実施が適していると判断します。

【案件2】学校・保育施設等の管理における包括的民間委託

- 梶委員長 説明書に沿って担当課から説明をお願いします。
- 学校管理課 説明
- 梶委員長 この案件について、委員の皆さんから何か質問はありますか。
- 中村委員 対象施設が小学校、中学校、幼稚園、保育園等、かなり多岐にわたります。今までやってこられた経過からすると、各施設の管理の仕方については一応の知識や資料を吹田市でお待ちですね。
- 学校管理課 施設管理に関するフロー等は各所管にあります。
- 中村委員 包括的に委託をする場合でも、個々の施設で持っている知識を集約すれば、総合的な要件は定められると思います。一般競争入札ではできない理由が伝わってきません。
- 学校管理課 今回は、施設管理をまとめて一括委託することに加えて付加価値を求め、そこで質の向上を図りたいと考えています。現在はそれぞれの所管で施設管理をしていますが、似たような業務をそれぞれで行っていることが多く、仕様書や水準にばらつきが出ていますので、まずそこを均一化したいと思っています。それに加えて、例えば、緊急時の対応やデータの一元化、定期巡回などのプラスの付加価値を求めたいと考えています。より優れた提案をいただく

ことで質の向上が期待できるため、プロポーザルを実施したいと考えています。

○**中村委員** 事務の効率化の側面から考えて包括的に業務委託をすることはいいと思いますが、より適切な管理をして欲しいという部分は当然、吹田市の方でお持ちだと思いますので、具体的にこの点について配慮ができる事業者でないと困るということをきちんと仕様書に書けば、一般競争入札ができるのではないかと、その辺はどうですか。

○**学校管理課** 価格の競争ではなく、民間が持つ技術や知見、データのデジタル化など、そういうところのプラスを求めたいと考えています。そこに付加価値を求めたいと考えていますので、プロポーザル方式を採用したいと考えています。

○**梶委員長** 元請が入って実質的な業務は下請がやるという仕組みについてやや不審に感じます。下請の仕事が仕様書で明確化できれば入札ができると思います。市が持っているノウハウだけで仕様書を作ることが難しいのであれば、そこにコンサルの力を借りて整理をすることは考えられますが、中間に元請が入るのは、お金の使い方としても指揮命令の関係からも、必要な事項が適切に伝わらないという支障が出てくるのではないかと気になります。包括的民間委託はプロポーザルには馴染むかもしれないですが、そうではなく、個別の事業者と契約をすることが可能であれば、入札で合理的かつ経済的にできるのではないかと考えます。

○**学校管理課** コントロールセンターと実際に行う部署という分け方になり、委託している部分をそれぞれ最適な形で分配するという形式で、いわゆる工事の元請・下請とは違います。近隣他市でも近年導入されていて、実際に導入された市の担当者の方はとてもよくなったと評価されています。決められた固定費の中でやっていただいて、その他の費用はやりくりをしていただくという形になります。

○**梶委員長** 元請となるのはどのような事業者ですか。

○**学校管理課** 具体的にはビル管理会社が想定されます。

○**梶委員長** 委託の対象はハードウェアの管理だけですか。

○**学校管理課** 警備や清掃、修繕等も含まれます。長年ビル管理をされていく中で培われた非常に高いノウハウをお持ちですし、各事業者の強みがあり、例えば電力系の子会社ではエネルギー診断の提案や、こうすれば光熱費を下げられるという提案が期待できます。施設が古くなってきていますので、どんな事故が起こるかかわからない状況があります。技術職員だけでなく、第三者の目を見て、より安全に信用性を高めていきたいと考えています。予防の意味での修繕もやっていきたいと考えていますので、そのような提案も期待できると思っています。

○**梶委員長** 事故が起こった場合の責任は市になるのですか。

○**学校管理課** 包括的民間委託になってもならなくても市の責任になります。

○**高橋委員** 資料に記載されている対話型市場調査はどのような形で行われたのか説明してください。

○**学校管理課** 公募を行い、9者から参加申し込みがありました。あらかじめ調査したい内容を実施要領にあげていましたので、1者ずつその項目について伺い、最後は全体の意見交換を行いました。

○**高橋委員** このプロポーザルで応募が想定される事業者の絞り込みは大体できたのですか。

○**学校管理課** 参入意向があるかの質問に対して、5者は確実に手を挙げたい、4者は前向きに検討するという答えをいただいています。

○**高橋委員** 学校や保育施設は通常のビルと比べてどのような特性があると説明されたのですか。

- 学校管理課** 通常のビルとは違い、学校は児童生徒がいて、幼稚園は小さい子供がいますので、何よりも安全性が優先されるという説明をさせていただきました。
- 高橋委員** 学校は災害時の避難所として使われます。その場合にはむしろ開放することが必要です。通常のビルではそのような想定はないと思いますので、その説明はされたのですか。
- 学校管理課** 学校は避難所に指定されており、災害時はもちろん、例えば大雨の場合などに自主避難者を受け入れますので、その時の対応をどのような形でできるかを質問させていただきました。事業者によって様々ですが、自社の24時間365日体制のコールセンターと協力会社となる市内事業者との連携体制を構築して、災害時の対応や、施設の老朽化で今でも夜中に警報が鳴ってしまうことがありますので、そういうところも対応が可能ですという回答をされた事業者もありました。
- 高橋委員** 大規模な災害時は色々な人の支援を受ける必要があります。現在は自治会の方達が応援に駆けつけて、避難された人の世話をされていると想像しますが、包括的民間委託をした場合は、自治会などに助けてもらうことは想定していますか。
- 学校管理課** 自治会では防災訓練をされていて、炊き出しなどもされています。基本的に今まで取り組んできた内容はそのまま引き継ぐ形で、今よりよくなるように進めたいと考えています。
- 高橋委員** 包括的民間委託をした場合、事業者が作成する文書は自治体で作った文書と同じように情報公開の対象となりますか。
- 学校管理課** 市の職員が関与した文書についてはすべて開示対象になると思います。ただ、事業者間の文書に関しては、開示の対象にならない部分も出てくると思います。
- 高橋委員** 市の業務を代行しているだけで市の業務であることに違いがないので、事業者がその業務を遂行する中で作った文書は市の文書だという理解になると私は思います。
- 学校管理課** 基本的にはおっしゃるとおりです。事業者によってやり方にばらつきがありますので、この場で全部公開しますとは言えません。
- 中村委員** 先ほど、包括的民間委託を導入した市町村からよくなったとの意見を聞いたというお話がありましたが、その市町村はプロポーザルでされたのですか、それとも一般競争入札でされたのですか。
- 学校管理課** すべてプロポーザルで事業者を決定されています。
- 梶委員長** それでは、この案件についてはプロポーザル方式での実施が適していると判断します。

【案件3】包括外部監査

- 梶委員長** 説明書に沿って担当課から説明をお願いします。
- 企画財政室** 説明
- 梶委員長** この案件について、委員の皆さんから何か質問はありますか。
- 高橋委員** 選定委員会の中に監査委員事務局長が入るとのことですが、監査委員事務局長はどのような立場で入られるのですか。監査委員等で何らかの意見交換をして臨まれるのですか。
- 企画財政室** 監査委員事務局長は、監査委員の事務局の長として関わりの深い方ということで入

っていただいています。地方自治法の制度として、契約にあたっては、この方はどうですかという形で監査委員に聞くこととなりますので、その時点で監査委員の意見を聞くこととなります。

○高橋委員 その前の、どのような方針でプロポーザルに臨むのかということに関して、監査委員と打ち合わせのようなことをする機会は設けるのですか。

○企画財政室 具体的に意見を酌み取って、監査委員の意見を選定時に伝えることはありませんが、普段から関わりが深く、また、2年目3年目の選定時には監査委員の意見を聞いています。監査委員がどのように考えているかは普段から密に連携を取られていると思いますので、そういうところから意見を反映しているところです。

○高橋委員 3年間同一の方と契約したいということですが、3年間同じ課題でされるのか、年度ごとに違う課題を同じ人がやるのか、どちらですか。

○企画財政室 同一の方に毎年度、異なるテーマで監査をしていただきます。

○高橋委員 同じ方に3年続けてやってもらう必然性はどこにあるのですか。

○企画財政室 地方自治法の規定で、連続して4回は駄目ということになっています。3回までは可能というところで、毎年選ぶこともできると思いますが、3年間同一の方にやっていただく中で市のことがある程度わかるということもありますし、より深度が深まりますので、我々としては3年間同じ方に、テーマを変えて色々な角度から見ていただきたいと考えているところです。

○高橋委員 契約の相手方が非常に知見が深い人であればよいですが、そうではない場合もあり得るわけで、初めから3年を基本にする必要はないと思います。継続性よりもむしろ多様性の方が重要ではないでしょうか。もし3年とするなら、3年間でどのようなことをするのかも提案してもらって、3年間任せられるか、その有効性を判断すべきです。法律上の上限で3年やりますというだけなら説得力がないという印象はあります。

○企画財政室 1年ごとに変えるのがいいのか、2年がいいのか、3年がいいのかは各自治体によって考え方があると思いますが、吹田市としては基本的には3年間同一の方で考えているところです。テーマに関しては、プロポーザル時にどんなことを考えているか、3つのテーマを伺っています。必ずその通り毎年やるということではなくて、あくまでも契約は1年ごとですので、1年ごとに監査委員に意見を聞いています。ふさわしくないとすれば当然変わることも有り得ます。

○梶委員長 プロポーザルの選定基準や評価結果は公表されるのですか。

○企画財政室 選定基準や審査項目は、事前に募集要項の公表と同時にお示しします。

○梶委員長 それでは、この案件についてはプロポーザル方式での実施が適していると判断します。

【案件4】財務会計システム更新業務

○梶委員長 説明書に沿って担当課から説明をお願いします。

○会計室 説明

○梶委員長 この案件について、委員の皆さんから何か質問はありますか。

○**中村委員** 現行システムを前提として、新たなパッケージを購入して現行システムをそこに一部組み入れる場合と、新たな事業者を選定して、現行システムを新たなシステムの中に組み入れる場合とでは、費用的に変わらないのですか。また、システム導入の容易さは変わらないのですか。

○**会計室** 全く違う財務会計システムを新しいバージョンで組み上げていくことになります。私も、古いバージョンを同じ業者が新しくした場合は価格面での優位性があると考えていましたが、事業者いわく、このシステムを廃棄して新しいシステムを作り上げる再構築という形になりますので、従前のデータを移行するにあたっては移行の容易性はあるかもしれませんが、価格面での優位性はないということです。

○**中村委員** 再構築するのであれば、複数の事業者から色々と事情を聞いた方がより適切なシステムが導入できるということですか。

○**会計室** その通りです。

○**高橋委員** まだ吹田市では地方自治法第150条の内部統制は実施されていないのですね。

○**会計室** 担当部署から、法律に基づくものとしては策定していないと聞いています。内部統制に関する指針は独自に作っており、それに沿ってリスク管理や業務の進行管理を進めることとなりますので、今回のシステム導入にあっても、それらに基づいて法令規則等に外れないような仕組みづくりを考えています。

○**高橋委員** 財務会計システムには様々な機能が入りますので、プロポーザル方式とする必要があると思います。特に統制という観点からすると、未入力や誤入力などのよく起こるエラーに関しては、入力した時点でアラートが組み込まれていたらいいのかなと思います。できるだけ人手をかけずにチェックができるやり方は考えておられますか。

○**会計室** 機械的にエラーチェックをできるように考えています。例えば、支払日が請求日から30日以内というような、法定で決められているものの入力誤りや、決裁区分の誤りなどを機械的にはじけるようなシステムを考えています。

○**梶委員長** 今回の財務会計システムの更新は、この後審議を行う税務システムや共通基盤システムの標準化とあまり関係がないとの説明があるのですが、その辺を考慮しなくてよい事情について説明してください。

○**会計室** そちらのシステムについてあまり詳しくないのですが、財務会計システムは市の内部事務のためのシステムですので、税務や住基との連携は全くありません。切り離されたものですので、仕様を合わせることは特段考慮しなくてもよいと考えています。

○**梶委員長** 仕様を合わせた方が事務が効率的になるというメリットもないのですか。

○**会計室** 将来的にも税務や住基と連携して業務を進めていく予定はありませんので、切り離しても大丈夫だと考えています。

○**梶委員長** それでは、この案件についてはプロポーザル方式での実施が適していると判断します。

○**梶委員長** 案件5から案件9は関連する業務とのことですので、まとめて審議を行います。まずはそれぞれの担当課から説明書に沿ってご説明いただき、案件ごとに質疑応答を行います。必要に応じて前の案件に戻って質疑応答することも構わないこととします。

○**梶委員長** それでは案件5から順に、各担当課から説明をお願いします

○各室課 説明

【案件5】吹田市共通基盤システム標準化対応支援業務

○梶委員長 まずは案件5について委員の皆様、何か質問はありますか。

○中村委員 国の方針に基づいて今回の状況があるとなると、全国的に各自治体に対応することになります。支援ができるようなITコンサルタントがそんなにたくさんあるわけではないと思うのですが、公募型プロポーザルを実施して、複数者が応募してくると期待できますか。

○情報政策室 夏前にRFIの情報提供依頼を行い、2者がヒアリングまで応じていただきましたので、2者程度は来るだろうと考えています。全国的に同じことをするため引き合いがありますが、吹田市は早めに行動をしていますので、来年度の早い時期に公募すれば、一定の事業者は来ると考えています。

○中村委員 プロポーザルをした際の各事業者からの提案内容や具体的な話については、関連がある他のプロポーザルの担当課に情報としてお伝えすることになるのですか。

○情報政策室 おっしゃる通りです。

○高橋委員 近隣市ではどんな状況ですか。

○情報政策室 法律が正式に出たのが今年の9月で、実際に動き始めたのはその頃からになります。国の実証実験に参加した神戸市などは早く進んでいます。全般的に見ると、小さな自治体は関心が低かったり、ベンダー任せになっている自治体は後手に回っているところもあると聞いています。

○高橋委員 1者しか参加がなければ選択の余地がなく、プロポーザルにする意味がありません。2者は参加するだろうとは考えずに、広く応募があるようにすることを第1に考えてやっていただきたいと思います。

○梶委員長 資料に、同時期に調達を実施する税や国保等と、実施要領や選定委員会など統合できるものは統合して選定を行うことを考えていると記載があります。実施要領や選定委員会などを統合して選定を行うと、同一の事業者が選定される可能性が高まることはありませんか。

○情報政策室 それについては契約検査室と協議し、1案件について1プロポーザルの手続きが基本であるという方向になってきています。効率化のために手続がおかしくならないようにしたいと考えています。

○梶委員長 同じような業務で同じ時期に行われるので、実施要領に共通の部分が多分に出てくることは当然だと思いますが、無理に統合するといびつな結果を疑われることになると思いますので、その辺は配慮していただきたいと思います。実施要領や選定委員会で、この共通基盤システムと税や国保のシステムとの間で違いをつけるとすればどういうところになりますか。

○情報政策室 業務の内容自体が違いますので、仕様書に関しては全然違うと考えています。仕様の量に応じて、例えば公募期間を長く取るという配慮は必要と考えています。実施要領は同じものを使うのはあまりよくないと考えますが、同じような業務で全然違うというのも逆によくないと考えますので、その辺は慎重に情報共有をしながら進めていきたいと考えています。

○梶委員長 同じ時期の同じような業務なので、同じような事業者が選定されるベクトルはどうしても働いてくると思います。殊更にそれを排除する必要もないと思うところで、その辺は悩ましいですが、特定の事業者だけが選定される結果になったら、適正な選定が行われたのが選定方法にさかのぼって疑問視されることになると思いますので、その点は留意していた

だきたいと思います。支援業務に携わる事業者と実際にシステムの標準化に携わる事業者は別の事業者だと理解してよいですか。

○**情報政策室** 今回の業務を受けたコンサルは、関係会社を含めて次の構築には入れないという制限を設ける予定です。

○**情報政策室** 共通基盤システムに関しては今申し上げた通りですが、それぞれの業務のシステムに関しては、国が標準仕様ということで一定オープンにされるところがあり、オープンな競争が働くところがありますので、特に制限を設けることは考えていません。

【案件6】 税務システム再構築及び業務委託支援業務

○**梶委員長** 次に、案件6について委員の皆様、何か質問はありますか。

○**中村委員** システム再構築の支援業務と業務委託は内容としては全く違うように思います。一体的にした方が連携が取れることはわかりますが、一体的に行う理由を具体的に説明してください。

○**税制課** システムがまだ稼動していない段階で業務委託も進めていくこととなります。職員が一切触ったことがないシステムで、業務内容も標準化によって変わる可能性がありますので、別の事業者でやるよりは1つの事業者に支援していただいた方がうまく進むのではないかとということで、一体的に実施しようと考えています。

○**中村委員** 税務の業務委託の内容はどのようなものですか。

○**税制課** どこまで業務委託ができるかは、事業者に他市の情報をいただいて、これから考えていきたいと思っています。今のところ、どの業務を委託するかは決まっていない状態です。

○**税制課** 基本的には窓口業務の委託を考えています。あとは内部業務の部分で、例えば軽自動車税の関係も検討していきたいと考えています。検討段階ですが、標準化で新しいシステムが動き出したときに精査する必要があると考えています。

○**中村委員** システム構築の支援と組み合わせて、今の段階で業務委託をしないといけない必要性がわからないのですが、その点はどうですか。

○**情報政策室** 今回構築するシステムは標準化システムで、やり方やシステムの機能が決められている状態ですので、業務をそれに合わせていく形になります。今までのやり方を変えていかなければなりませんので、業務フローを書く作業が必ず必要です。その業務フローを変えた上でシステムを構築するのが一連のシステム構築作業になるのですが、その業務フローは、本市の職員がやるべきことと委託事業者がやることの切り分けをしていきます。それを違う事業者にしてもらうと、もう1度その業務を噛み砕いて理解してもらった上で委託に進んでいきますので、それを一体化することで効率的にしたいという意図があります。

○**梶委員長** 現状、税務に関して業務委託は全くないのですね。システム再構築に先行して業務委託の導入を検討していて、どういう業務委託にするかも含めてコンサルの支援を受けるという、そういう話ですね。

○**税制課** その通りです。

○**高橋委員** システム再構築と業務の支援が重なっていることはよくわかりました。ただ、実際の業務自体は別だと思っています。システム再構築はシステムエンジニアなどが携わると思います

し、その支援も同じような人がされることは想像できますが、窓口業務をするのはマンパワーの話ですので、それを同じコンサルに任せることが理解できません。

○**情報政策室** 例えば仕様書の作成を支援してもらおうとか、業務委託に至るまでのプロセスは含みますが、業務委託そのものはこの業務には含んでいません。

○**高橋委員** それでしたら、今の説明でわかりました。

【案件7】吹田市国民健康保険課業務委託及びシステムの再構築に関する支援業務

○**梶委員長** 次に、案件7について委員の皆様、何か質問はありますか。

○**中村委員** 内容としては先ほどと大体同じですか。

○**国民健康保険課** 税務と同様に考えています。

○**梶委員長** 現状は国民健康保険課の業務についても業務委託はなく、今回初めて委託を検討するということですか。

○**国民健康保険課** その通りです。

○**梶委員長** 先ほどの税務システムと共通基盤システムは契約予定期間の終期が令和8年3月で、国民健康保険課の業務は令和9年3月になっています。これは何か事情があるのですか。

○**国民健康保険課** 申し訳ございません。他のシステムと同じ令和8年3月末までに訂正させていただきます。

【案件8】住民記録システム標準化に伴うコンサルタント業務

○**梶委員長** 次に、案件8について委員の皆様、何か質問はありますか。

○**中村委員** 特にありません。

○**高橋委員** システムに関しては同じことなので結構です。

○**梶委員長** 住民記録システムというのは住民基本台帳のことと理解してよいですか。

○**市民課** その通りです。

【案件9】市民課窓口等委託業務

○**梶委員長** 次に、案件9について委員の皆様、何か質問はありますか。

○**中村委員** 職員は公務員ですので守秘義務が課せられていて、そこは厳密に対応されているはずですが、業務委託となると民間の事業者がプライバシー情報に接する機会が増えます。プロポーザルにあたって、守秘義務についてはどのように確保すると考えていますか。

○**市民課** 個人情報の保護については、委託等を行う場合は職員と同様の身分として個人情報を扱うとの規定があります。具体的には個人情報を扱う者の名簿を提出させて契約をします。また、システム入力がありますので、個人のIDや指紋の登録等をして、実際に機械を触る者を特定して、個人情報が漏れることを抑えていきます。

○**中村委員** 外部委託をすることで、今までその業務に従事していた職員の労力を省くことができると思うのですが、外部委託した場合には当然それに対応した費用がかかります。メリット、デメリットをもう少し詳しく説明してください。

○**市民課** 外部委託のメリットの1つとして、待ち時間の削減が図れると思っています。事業者に委託をすることで、効率的・効果的に窓口の業務を捌いていただくことができます。現在は職員が窓口対応をしていますが、休憩を取る時間帯等は窓口が空いてしまうこともあり、市民から見たときに、あそこの窓口は開いているのに職員が対応してくれないというご意見も受ける中で、委託をすることで常に窓口を埋めて対応していただくこともメリットの1つと考えています。デメリットとしては、先行されている市で共通の課題として上がってきているように、職員のノウハウの低下があります。こちらについては、例えば委託事業者に月曜日から金曜日までお願いして、土曜日の開庁日は職員が対応することで、職員のスキルを維持したまま委託ができると思います。費用が当然発生しますので、そのあたりの人件費については、今後、検討の課題と思っています。

○**中村委員** 市職員が窓口対応を続けている市もありますが、それはなぜ続けておられるのか、何かメリットがあるのでしょうか。

○**市民課** 簡単に回答できない部分ではありますが、1つにはスケールメリットがあろうかと思えます。市民課の窓口は70人、80人というキャパのところですので、窓口を委託することで、その部分の職員を他の業務に回すことができます。例えば小さな市町村ではそんなにこの業務にかかっていないところもあります。市民課と言いながら、小さな市町村では国民健康保険や税も行っているところもあります。窓口で接客をし、実際に受け付けをする業務を委託したとしても、審査や行政処分、最終の決定を行うのはやはり職員でないと駄目ですので、どうしてもバックヤードの人間は削減できません。それが理由になってコストがかかってきますので、そういう部分が大きいのかなと思います。

○**高橋委員** この窓口業務は民間委託の典型的なもので、実際、全国でかなりのところが委託をしていると思います。それだけ定型的な業務であることは間違いありません。その意味では、今まで市がされてきて当然そのノウハウを持っているわけですので、プロポーザルにしなければならぬほど工夫の余地がどれだけあるのかが疑問です。複雑な業務であればわかるのですが、民間委託が一番よくされる業務であるにもかかわらず、なぜプロポーザルにしなければならぬのか、説得力に欠けている気がします。

○**市民課** おっしゃる通り典型的な業務ですので、業務の部分は入札でも可能だと思います。一方で、例えば内部処理の時間を管理するシステムといいますか、手続きをした後、どれぐらいの時間で証明書がもらえるかや、郵送請求した書類をこれぐらいの時間で発送できますといった事務の効率化の部分について提案をいただきたいと思います。その辺りについて、事業者からの提案を受けてプロポーザルを実施したいと考えています。

○**高橋委員** 支援業務をプロポーザルで行うということなら今の話でよくわかりますが、実際に人を使う、マンパワーがいる窓口業務そのものとは別の話ではないかと思えます。

○**市民課** 言われた通り、たくさんところで窓口の委託業務をされていますので、実際にされた上でのアイデアをいただきたいと思います。吹田市は、大阪府下では政令指定都市を除くと届出の処理件数が一番多い市です。そのことが待ち時間の長さにつながっていることは明白で、待ち時間の短縮のための効率化や、待ち時間をいかに快適に過ごしていただけるかは、

我々からの提案で手を挙げていただくことは非常に難しいので、窓口業務の委託をプロポーザルで考えているところです。

○高橋委員 プロポーザルするのは知恵を出してくださいということで、人手を貸してくださいというのはまた別の話だと思います。契約期間が2年10か月になっていますが、もう少し短い期間で新しいやり方を提案してもらって、あとはそれを定型的にやってもらうという、プロポーザルでない手法も考えられると思います。

○契約検査室 支援業務を入れるとワンクッション挟むので窓口委託の開始が遅くなります。開始のタイミングを考慮して一緒にしているのですか。

○市民課 支援業務と窓口委託を別にするとう費用がかかるということがあります。

○梶委員長 案件9の対象となっている契約期間では、標準化前の時期だけが対象となるようですが、そのやり方は標準化の後も継承されていくと思います。その場合に、標準化と全く別で委託事業者を選定して問題ないのか、それとも標準化の対応も評価項目などに盛り込んで選定されるのか、その辺はいかがですか。

○市民課 市民課のシステム標準化は令和7年度末までに必ずしなくてはならないことになっていて、時期的には委託の途中で標準化のシステムに切り替わると想定しています。その場合には既に標準化は決まっていますので、委託期間中にシステムの標準化があった場合は対応することを盛り込んだ仕様書を作ってプロポーザルを行いたいと考えています。標準化によって業務フローは変わってきますが、かなり定型的な業務のため、業務に対する考え方や全体的な処理方法は変わらないと思っていますので、委託期間中に標準化のシステムになったとしても、委託事業者と職員が協力して対応していきたいと考えています。

○高橋委員 今の説明だと、次の標準化以降の窓口業務のあり方はまた変わってくるので、そこでまたプロポーザルにするという話になる気がします。標準化以降、大体フローが固まった段階ではプロポーザルをする意味はなくなっていると思います。今回はプロポーザルでしたとしても、窓口業務の事業者を常にプロポーザルで選定しなければならないことはないと思います。

○中村委員 作業の部分と効率化を図る部分を分けて、作業の部分はプロポーザルでよいのかという疑問を呈されたわけですが、それも1つの考え方ですし、業務効率化のための手法を考える部分と具体的な作業とが密接不可分な関係にあるなら、一体的に扱うことも1つの考え方として成り立つと思います。そういう考え方をすればプロポーザルというのも1つの考え方としてある気がします。

○梶委員長 資料の契約予定期間の終期が9月31日になっているのは30日に訂正してください。

○梶委員長 それでは、案件5から案件9のすべてについて、プロポーザル方式での実施が適しているかと判断します。

○梶委員長 次に、次第2の前の入札等監視委員会で継続審議となった案件の審議を行います。

【継続1】吹田市第4次総合計画中間見直し、人口推計見直し、第2期吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定、吹田市人口ビジョン改訂、(仮称)吹田市データ集作成支援業務

○梶委員長 前回の委員会で委員から出された意見を踏まえて、市とコンサル事業者との業務分担

について整理した資料をいただいています。既に資料は確認していますので、要点を説明してください。

○企画財政室 説明

○梶委員長 委員の皆さん、いかがでしょうか。

○高橋委員 内容的には前回の委員会でご説明いただいた内容と同じだと思います。前回の委員会での指摘はこの委員会の所掌範囲を超えているという意見がありますので、それをずっと維持するつもりはありませんが、やはり吹田市の職員のスキルやノウハウの蓄積向上がないと問題だと思いますので、提案書の中に、職員のスキルやノウハウの蓄積向上に繋がることを提案してもらうことを考えていただきたいです。

○中村委員 ご説明いただいたとおり、市が主体的に関与していくように必ず対応していただきたいと思います。高橋委員が言われたように、次の世代への継承は大事ですので、そこは確保してやってほしいと思います。

○梶委員長 応募してくる事業者がプロポーザルでどのようなプレゼンテーションをするのかイメージができません。でき上がったものを提示するなら仕事がそれで終わりになってしまいますし、そうでないなら抽象的な方針だけを述べてもらって、それで果たして評価ができるのかわかりません。その辺でプロポーザルにふさわしい案件なのか疑問です。どんな提案を期待するのかを補足していただけますか。

○企画財政室 社会情勢を踏まえているかということと、吹田市の状況を踏まえた上での提案になっているかということを確認項目として挙げる形になります。あとは実効性があるかどうかということも見させていただきます。

○企画財政室 本市の特性をきちんと分析して理解されているか、課題の把握をどのようにされているかという部分を確認したいと思います。そのためには、仕様書にこういうことをやりたいというのを明確にした上で、それに対する答えになっているかとか、目的に合った提案をされているかはしっかりと見たいと思っています。

○高橋委員 コンサルの担当者の力を盗むことができれば一番いいので、コンサルと市がチームを作って一体でやってもらうような提案があればいいと思います。

○梶委員長 それでは、この案件についてはプロポーザル方式での実施が適していると判断します。

【継続2】ICTを活用した認知機能維持・向上教室運営業務

○梶委員長 前回の委員会では委員から出された意見を踏まえて、複数年契約とする理由についての資料をいただいています。既に資料は確認していますので、要点を説明してください。

○高齢福祉室 説明

○梶委員長 委員の皆さん、いかがでしょうか。

○高橋委員 通年で開催できるメリットがあることは非常に説得力があると思いますが、2年後にはまた空白期間ができるわけですね。それを避けるための工夫はどうされますか。

○高齢福祉室 令和6年度の後期の事業は空白期間ができますが、まずは2年間で、ICTを活用した認知機能維持向上教室の評価はきちんとしていけないと思っています。数か月

期間が空いたとしても、ICTを活用した認知機能維持向上教室以外にも介護予防事業の取り組みはいろいろありますので、そういう取り組みをご案内してその間に対応させていただいて、令和7年度から新たに教室を開催していきたいと考えています。

○高橋委員 1年契約にして、ずれたところでもう一方のものを公募していくこととすると切れ目なくできます。

○高齡福祉室 現状、ロコミからの参加が大変多くあります。1年契約となると、事業内容そのものが変わっていく可能性もありますので、期待していた教室と違うということが生じるかと思えます。同じ事業者にも2年間ご担当いただいて、必要な改善を行い、よりよいものを提供していくという体制をとりたいと考えています。

○高橋委員 そこはわかるのですが、2年後は消えてしまうじゃないですかということです。せっかくいいものだと考えて提案されているのなら、切れ目なしに教室を継続していけるような方法はありますか。

○高齡福祉室 切れ目ができるというのは令和6年10月以降のことをおっしゃっているかと思いますが、中間評価をきっちりさせていただいて、これは明らかに良いものだというのであれば、令和6年度の予算を改めて取ることは可能です。

○高橋委員 今回は試行的なやり方で、まずはやってみて改善を重ねて、上手くいくようだったら切れ目なく新たなプロポーザルなり何なりを考えると、そういうやり方を検討してください。

○中村委員 評価はどれぐらいの期間を想定していますか。

○高齡福祉室 参加率や教室のプログラムの参加状況はICTを活用しますので、割と早く出てくるのではないかと思います。ただ、認知機能が維持されていたのか、向上したのか、教室に参加することで何らかの生活習慣を改善したり取り組みを始めたか、それが継続されているのかという評価は、教室参加後の3か月後に行う評価や、6か月後に介護認定を受けているかという辺りも見ないとわかりませんので、7月8月ぐらいになってしまうかと思えます。

○中村委員 中間段階で評価をして、見直してもらう期間はどれぐらいを想定していますか。

○高齡福祉室 令和5年の5月ぐらいから何を改善してもらうのか、それが仕様書の範囲内でできることなのかをすり合わせて、9月末には何らかの改善の答えをいただいて、10月から行う教室では改善した内容でプログラムを提供していただこうと思っています。

○中村委員 評価や見直しをするために数か月の期間が必ず必要で、それを踏まえた上で次期も同じことをやるのかを決める。やるとしたらどんな契約方式とするかを決定していく、そのような手順ということですか。

○高齡福祉室 最終的にはICTで教室をすること自体がどうなのかというところまで評価させていただきます。今まで通りの入札が良いのか、プロポーザルでいろいろな事業者に参加していただくことが良いのかも検討していけたらと思います。

○梶委員長 通年の教室を目的として複数年契約という趣旨はわかるのですが、ICTを活用した認知機能維持向上教室はあくまでも試みであって、本当に成果が上がるのかは確立したものでないとするならば、一つの事業者に限定するのではなく、複数の事業者で実施して一番効果が上がったところに継続させる方がふさわしいのではないですか。希望してくる事業者が一定の要件を満たせば全部OKにしてしまうのもありだと思います。

○高齡福祉室 事業所によって単価も異なりますし、提供するプログラムもかなり多岐にわたって

いますので、複数のものを同時にするとコントロールが難しくなります。ICTの教室は、市民の方に色々な手段で介護予防の事業に参加していただきたいと思いますので、これが良いというものにたくさん参加して継続していただきたいというのが担当者としての思いです。例えば12回の教室だとしたら、きちんと12回参加して完了される方がどれぐらいいるのかはやってみないと本当にわからないところです。2年間の契約としても、中間評価や次年度の実施計画を立てるための情報収集も続けていかなければならず、結構な業務量を想定しているところですので、複数の事業者で同時に行うことは難しいと思います。職員の業務プロセス等を考慮した時に、一者に絞って2年間きっちり事業をしていただいて、その中でよりよい教室を構築したいということでプロポーザル方式を選定させていただいています。

○梶委員長 評価次第で1年で打ち切りということはあるのですか。

○高齢福祉室 キャンセルポリシーにどのように記載するかということになりますが、参加人数が少ないとか教室のコースが成り立たないような状況は人気がないということになるので、その時にはコース数を減らすような取り決めはあらかじめさせていただきます。

○高齢福祉室 高齢者の方のパソコン、スマートフォンの保有率が高まってきていますので、スマートフォンを活用したLINE講座を実施して、スマートフォンを活用していける土壌づくりを今まさにしているところです。新しい取り組みではありますが、それに乗っかってきていただける土壌づくりも併せて進めていますので、できるだけ多くの方に参加していただけるように広報等にも努めていきたいと思っています。

○梶委員長 ICTの普及を追求することはそれなりに意義があるとは思いますが、ただ、色々な手法があるはずで、アウトカムの評価で成果が上がらなければ契約打ち切りとなる可能性は盛り込んでおく必要があると思います。その辺を考慮して契約の内容や評価の仕方をご検討いただければと思います。

○高齢福祉室 承知しました。

○梶委員長 それでは、この案件についてはプロポーザル方式での実施が適していると判断します。

○梶委員長 これをもちまして、令和3年度第4回入札等監視委員会を終了します。皆様、本日はどうもありがとうございました。